

**令和6年度予算編成
並びに施策に対する要望書**

令和5年9月27日

公明党さいたま市議会議員団

～ 目次 ～

局別要望	- 1 -
<市長公室>	- 1 -
<都市戦略本部>	- 3 -
<総務局>	- 5 -
<財政局>	- 7 -
<市民局>	- 9 -
<スポーツ文化局>	- 11 -
<保健衛生局>	- 13 -
<福祉局>	- 15 -
<子ども未来局>	- 19 -
<環境局>	- 21 -
<経済局>	- 23 -
<都市局>	- 25 -
<建設局>	- 27 -
<消防局>	- 29 -
<水道局>	- 31 -
<教育委員会事務局>	- 33 -

さいたま市長 清水 勇人 様

はじめに

気候変動に伴う災害の頻発化やロシアによるウクライナ侵攻などにより国際社会をはじめ国内の社会経済も多大な影響を受け、特に燃料、食品をはじめとする物価高騰が市民生活に大きく影響を与えております。

今こそ市民生活を守り、市内事業者の下支え策や景気刺激策などを推し進め、山積する課題を乗り越えていかなければなりません。

一方で本市は、「SDGs 先進都市」「東日本の中枢都市」として、その使命と責任を果たすべく更なる発展の礎を築いていかなければなりません。市民の命と暮らしを守る施策を最優先に、国・県との連携をさらに強め、将来を見据えた行政サービスの構築と新たなまちづくりを進め「レジリエントシティ」の構築を図っていくことが必要です。

また、気象災害が激甚化、頻発化し、首都直下地震など大規模地震等が切迫する中、防災・減災への取り組みも急務です。併せてゼロカーボンシティの実現に向け、地球温暖化対策も同様です。

さらに、深刻化する少子高齢化への対応、特に将来を見据えた少子化対策、子育て支援策に全力で取り組む必要があります。

公明党は、「防災・減災を市政の主流に」「子育て支援を市政の主流に」と主張するものです。

希望ある本市の将来像とその工程を示すことが政治の使命であり、本市の大胆かつ意欲的な施策展開に強く期待を致します。

来年度予算要望書では、具体的な施策として209の視点から重点項目30項目、各局別として135項目を記載しました。これらの多くは「切実な市民の声」をもとに練り上げたものです。令和6年度に予算化あるいは施策化を求めるとともに、難しい事項についても、庁内での継続的な検討に真摯に取り組んでいただけると期待し、会派要望書として提出致します。

公明党さいたま市議会議員団	団長	小森谷 優
	幹事長	吉田 一志
		上三信 彰
		神坂 達成
		谷中 信人
		斉藤 健一
		関 ひろみ
		照喜納弘志
		服部 剛
		尾上 貴明
		大貫田鶴子

局別要望

<市長公室>

- (1) 広報について、単なる情報提供ではなく、行政と住民との信頼関係を醸成する「まちづくり型広報」を目指し、広報を通じた課題、ビジョンの共有を行うこと。また、効果的な広報活動のサイクルを確立するため、広報の効果検証を行うこと。

重点項目

- (2) 市民との窓口ともいえるホームページについて、さらなるファインダビリティの向上に努めるとともに、AI チャットボットを活用して市民が利用しやすくなるように工夫すること。また生成系 AI の活用にあたっては、正確な情報がアウトプットされるよう工夫をすること。
- (3) 広聴機能強化のため、検索ワードなどのビッグデータを活用して、住民ニーズの把握に努めること。また、広報と連携し、住民ニーズに基づいた情報を発信するサイクルを確立すること。

重点項目

- (4) こども基本法の基本理念に基づき、こども政策等にこどもの意見が反映される仕組みや、こどもの意見表明の機会創出について、国内外の事例を参考に「こども・若者議会」の設置も含めて、検討すること。

<都市戦略本部>

- (5) 地下鉄 7 号線延伸に向け、早期に鉄道事業者による国への事業認可の申請ができるように必要な環境整備を図ること。
- (6) さらなる行政の DX を進め、自律的に事務の効率化を推進できる人材の育成と体制を構築すること。また情報漏洩防止のため厳格なシステム運用のルールと職員教育を徹底すること。(総務局)

重点項目

- (7) 市への提出書類の簡素化を求める要望が事業者団体より数多く寄せられている。事業者の生産性向上を後押しする観点から「行政手続コスト」削減に向け、全庁的な提出書類の簡素化、および電子化を推進すること。
- (8) 公共施設の更新・再編成に向け計画の実効性を高めるため、推進体制と人員体制の強化を図ること。また、公共施設の半分を占める学校施設の改築に合わせて、個別計画の推進が図られるよう教育委員会とより緊密な連携を図ること。
- (9) 生成型 AI を導入し、行政事務の効率化や市民サービスの向上に努めること。また、導入にあたっては、「機密データの扱い」と活用範囲を定める「ポリシーの策定」を行うこと。

<総務局>

- (10) 大規模災害における5G通信および4Kカメラを搭載したドローンの活用については、映像情報の共有だけでなく、AIによるデータ解析技術を活用した被災状況の分析、および市民への情報提供にも活用できるようにすること。(都市局・建設局・消防局)
- (11) 災害時の情報発信について、広報と連携を密にし、SNSも含めた様々なメディアを活用して、より効果的に発信すること。(市長公室)

重点項目

- (12) 防災力強化のため、市民や自主防災組織をはじめ、市内外の関係団体との情報収集・伝達・啓発の機能を充実させること。
- ① ハザードマップの確認や、マイタイムラインの作成方法など、防災アプリの効果的な活用について市民理解を深め、利用促進を図ること。
 - ② 自助強化のための家具等固定支援制度、および止水板購入補助制度を創設すること。(建設局)
 - ③ 防災アドバイザーを育成し、自主防災組織に配置・派遣できる体制を構築すること。

重点項目

- (13) 激甚化する災害に備え、市民が安心して避難できるよう、避難所と避難計画の充実を図ること。
- ① 避難所における着替えや授乳スペースの確保など、女性の視点を活かした防災対策を拡充すること。
 - ② 災害弱者となる重度障がい者や妊産婦など要配慮者を受け入れる施設(福祉避難所、母子避難所)の確保、および介護士や助産師など人員の手配に努めること。
 - ③ 新興再興感染症等における避難スペースの確保策を早急に検討すること。具体的には、公共施設や民間の宿泊施設も含めた災害別、要配慮者別の多様な避難所を確保すること。

- (14) 災害が長期化する場合には、ペットを飼育する市民が危険な自宅に帰ったり、車内で過ごすなど、生命の危険にさらされることから、ペットと同伴避難できる避難場所を確保すること。
- (15) 各区に福祉トイレカーを常備し、平時にはイベント等で、災害時には避難所で活用できるようにすること
- (16) 大規模災害時、ライフラインの途絶に備え、LPガスによるGHP（ガスヒートポンプ）、災害バルクの導入や、公用車のEVやFCVを活用した充電ステーションの設置など、多様な手段による電力の確保ができるよう、計画的にエネルギーのベストミックスを進めること。（財政局、環境局、教育委員会）
- (17) 許認可権や行政指導権限を有する行政の信頼の源泉である専門性の向上や、多様化する行政ニーズへの対応を可能とするため、弁護士などの専門性を持った職員を確保できるよう、職員採用や人事制度、人材育成のあり方について一層の工夫を講じること。特に競争の激しい情報分野の人材については、技術職採用に情報分野を追加するなど人材獲得に努めること。
- (18) 男女共同参画を推進するため、男性の育休取得の更なる推進に取り組むこと。対象となる男性職員に対しては、事前に所属長と業務調整を行い取得しやすくすること。
- (19) 障がい者の法定雇用率の引き上げにともない本市および教育委員会、関連法人等の障がい者の雇用状況を常に把握するとともに、ステップアップオフィスを各区に設置し、精神障がい者も含めた新たな雇用の創出に取り組むこと。

<財政局>

- (20) 急激な物価高騰などから市民を守るため、子育て世帯や低所得世帯への支援を柔軟に行えるよう、十分な予算確保に努めること。
- (21) 個人版ふるさと納税の受け入れ額の拡大へ、さいたま市らしい魅力ある特産品の発掘・拡充と観光など新たなメニューの拡大を図ること。共同窓口やマスコットキャラの活用など、埼玉県との連携も強化すること。
- (22) 滞納者からの相談にあたっては、ICTを活用した相談内容の正確な記録を行い、丁寧な対応に努めること。

重点項目

- (23) 学校を含む公共施設の空調設備等の適切な維持・更新に向け、省エネ化の観点も踏まえて、市民利用に不具合が生じないよう必要な予算をタイムリーに確保すること。また、建物の修繕計画とは別に設備の更新計画を策定すること。(教育委員会)
- (24) 未活用公有財産の利活用を推進し、「自主財源の確保」、「維持管理コストの縮減」、「市民サービスの向上」に努めること。
- (25) 市内経済の活性化、市内企業の育成・定着支援に向けて本市発注の事業について元請けのみならず下請けでの参入を支援・誘導する制度を大幅に拡充すること。
- (26) 一抜け方式の拡充や大型工事の分割、特に造園業種の分離発注など、地元企業の受注機会を拡大すること
- (27) 優良施工業者を育成するため、総合評価方式の実施をさらにすすめること。
- (28) 公共工事発注に当たっては、債務負担行為をさらに増やし、より一層の施工時期の平準化に努めること。(財政局・都市局・建設局・水道局・教育委員会)
- (29) 入札の不調を防ぐために、複数の現場を1人の現場代理人が兼務できるよう常駐義務を緩和すること。

重点項目

- (30) 公共工事の検査にあたっては、事業者負担の軽減、働き方改革を進めるために、提出書類の簡素化、電子化を進めること。特に、工事写真等の紙出力を廃止すること。
- (31) 成果連動型委託方式（PFS）を福祉、医療等の分野において幅広く導入し、民間のノウハウを活用して、事業の費用対効果を高めること。

<市民局>

重点項目

- (3 2) 犯罪抑止や安心安全のため、防犯カメラ 1,000 台の設置を目標にクラウド管理などを導入し、計画的に推進すること。なお、設置に当たっては、警察との協議を踏まえ、子どもや女性を犯罪から守るため通学路や駅、公園、繁華街への推進を図ること。(都市局)
- (3 3) 防犯用自動通話録音機器の貸出事業を継続実施するとともに、簡易型自動通話録音装置の無料配布について、広報と配布方法を工夫すること。
- (3 4) 成人年齢の引き下げに伴う消費者トラブルの増加が懸念されることから、ライフステージに応じた実効性の高い消費者教育を実施することや、市民への啓発活動を強化し、トラブルの防止を図ること。

重点項目

- (3 5) SNS 誹謗中傷や人権侵害・プライバシー侵害に対する包括的な相談窓口を創設すること。また、被害者が投稿者に対し、訴訟を起こしたり、損害賠償を請求したりする際、弁護士費用の一部を助成する制度を創設すること。
- (3 6) 区役所窓口における外国人の新住民に対する多言語への対応を拡充すること。
- (3 7) あらゆる人権問題について教育・啓発の充実に取り組むとともに、パートナーシップ宣誓制度などによる LGBTQ・性的マイノリティーの市民が、適切な行政サービスを受けられるよう具体的な施策を講じること。

<スポーツ文化局>

重点項目

- (38) スポーツ施設の整備を進め、市民がスポーツ都市を実感できる環境整備を図ること。
- ① 各スポーツ施設を最大限有効活用すること。また、市民ニーズに応じたサービスを提供するため、身近なスポーツ施設の利用時間の延長や夜間照明設備等の設置促進を図ること。
 - ② 地域スポーツの振興とスポーツの観光資源としての発信をめざすために、「スポーツシュレ」を整備推進すること。
 - ③ 一区一体育館を目指すなど地域に密着したインドアスポーツ施設の整備を進めること。
 - ④ 休日におけるグラウンド不足を解消するため具体的な対策を示すとともに増設についても検討すること。
- (39) さいたま市の文化芸術を世界に発信すること
- ① さいたま市の文化（盆栽、人形、漫画、鉄道等）の魅力を世界にアピールできるプログラムを策定し、広報を強化すること。
 - ② さいたま市文化芸術都市創造条例の理念にもとづき、文化・芸術・音楽活動における若手育成や創作活動の拠点となるインキュベーション施設の設置やストリートピアノ・ストリートアートなど発表の機会を区ごとに設けるなど個性ある街づくりを推進すること。
 - ③ 文化芸術都市として更に発展させるため、国際芸術祭の財産である地元芸術家、作家との連携強化や育成、また、ボランティアの継続した取り組みを推進すること。

重点項目

- (40) スケボーや BMX、ブレイクダンスなどアーバンスポーツや e スポーツへの人気が高まっていることから、アーバンスポーツ施設の整備やプレイヤーの育成、イベントの開催などに積極的に取り組むこと。

<保健衛生局>

重点項目

- (4 1) 少子化対策及び子育て支援の拡充策として、現在実施している 0 歳から中学校卒業までを対象とした医療費無償化について、高校生の入院費の無償化から始めるなど、段階的に拡充を図ること。
- (4 2) 医療的ケア児の支援を切れ目なく実施するため、幼保・学校・家庭における完全看護体制の構築及び、医療機関でヘルパー利用ができるように運用を見直すこと。(福祉局・子ども未来局・教育委員会)

重点項目

- (4 3) 妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を強化すること。(子ども未来局)
- ① 妊産婦の孤立を防止するため、情報発信や相談体制の強化として SNS など多様なチャンネルによる支援の強化を図ること。
 - ② 乳幼児虐待の予防対策として関係機関との連携強化を図ること。
 - ③ 産後ケア事業（宿泊型・デイケアサービス型・訪問型）のニーズの多様化に対応するため、受け入れ施設を拡充する具体的な施策を講じるとともに、事業継続できるよう施設整備・人件費・運営費等を補助すること。
 - ④ 産後ケア事業の利用者増大を目指し、利用者の負担軽減を図ること。特に、産後の母乳相談はニーズが高いことから、無料券または補助券の導入を検討すること。
- (4 4) がん対策の推進策として、科学的根拠に基づくがん予防、がん検診の充実を図り、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築に努めること。
- ① 特定健診とのセット受診やがん検査キットの配布など、がん検診の受診率向上を図ること。
 - ② がんサバイバーに対して、医療用ウィッグの購入助成などピアランス支援や生活支援、就労支援など、QOL 向上に資する支援を検討すること。

(45) 市独自のワクチン接種の補助を行い、市民の QOL 向上、医療費削減に努めること。

① 多子世帯へのインフルエンザ予防接種の負担軽減を図ること。

② 帯状疱疹ワクチンの助成制度を創設すること。

(46) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、軽症で回復した人でも、後遺症に悩まされるケースが多いことから、県が提供する医療機関リストの情報をさいたま市として検索しやすい形で提供すること。併せて、ワクチン接種後の副反応で長期間苦しむ患者が安心して医療を受けられる体制や相談体制を整備すること。

(47) 「危険な暑さ」から命を守るための対策を強化すること。

① 「まちのクールオアシス」のさらなる推進を図ること。また、市民が見てわかる区別の「クールオアシスマップ」の作成・SNS 等による発信強化とともに、高齢世帯に熱中症予防チラシ配布と併せてマップやクールタオルなどを配布するなど、きめ細かな支援を行うこと。

② 街中や学校へのミスト装置や公園の「みどりのクールスポット」を拡充するとともに、庁内連携による情報共有・発信強化を図ること。(都市局、建設局、教育委員会)

<福祉局>

重点項目

- (48) 公共交通の利用促進及び高齢者の社会参加を図ることができる「高齢者お出かけ支援制度」を早期に創設すること。(環境局・経済局・都市局)
- (49) 貧困の連鎖を断ち切るため、高校や大学への進学率の向上、および経済的な理由で進学を諦めることがないよう取り組むこと。(子ども未来局・教育委員会)
- ① スタディクーポンや給付型奨学金など、経済支援に取り組むこと。
 - ② 就学援助世帯や多子世帯などへ、学習支援事業の対象拡大に取り組むこと。
- (50) 発達障がい児の早期発見、および親の支援を拡充すること。
- ① 迅速な療育へと繋げるため、早期診断に向けた“待ち時間”を短縮できるよう一層の体制強化に取り組むこと。
 - ② 発達障がい児を持つ親の孤立や不安の解消にむけ、ペアレントメンター制度の周知とペアレントメンターのスキルアップを図り、個別相談窓口を拡充すること。また、学校コンサルステーションや児童・生徒の発達の心配事に対応した相談窓口を実施している埼玉大学教育学部附属支援教育臨床研究センターとの連携を図ること。
 - ③ ライフステージ全般にわたり継続的な支援が受けられるよう情報共有できる「潤いファイル」について、保護者はもちろん、教員への周知徹底を図り、活用しやすい環境づくりに一層努めること。(教育委員会、子ども未来局)
- (51) 障害者生活支援センター並びに発達障害者支援センターの機能強化を図るとともに、障がい者の困難に対応したサポート体制の強化を図ること。
- ① 親亡き後を見据え、障がい児・者の生活を地域で支える体制づくりを強力に推進するため、地域生活支援拠点・基幹センターの設置を加速化させること。

- ② 障がい者グループホームの整備促進を図るため、事業者の負担軽減に向けた設置費補助メニューならびに入所者への家賃助成制度を創設すること。
 - ③ 高次脳機能障がいの認知度を高め、相談から支援まで切れ目のない支援体制を強化するとともに、支援の要となるピアサポーターの養成・増強を図り、活動場所を創出することで当事者・家族の支援体制を強化すること。
 - ④ 必要に応じたレスパイトケアが確実に実施できるよう、短期入所できる施設の拡充や自宅への介護人派遣など保護者を支える体制を充実させること。
- (5 2) 失語症患者の社会参加を促すために、失語症への理解促進と、「意思疎通支援者」の養成および派遣事業に取り組むこと。
- (5 3) 障がい者の外出を促す支援策として、より使いやすい障がい者移動支援事業へと拡充するとともに、福祉タクシーの迎車料金を補助すること。
- (5 4) 障がい者の就労支援を強化すること。
- ① 障がい者、特に精神障がい者の就労支援を強化するため、就労支援機関、市内企業と連携し、職場見学や実習の受け入れ等の常態化を図ること。
 - ② 住み慣れた地域内で障がい者が働ける場を確保するため、障がい者雇用を積極的に推進している企業の表彰、特例子会社設立のサポートなど、市内企業の障がい者雇用を促進すること。
 - ③ 就労継続支援B型事業所に通っている障がい者が社会生活を楽しく送れるようにするため、市内全ての就労継続支援B型事業所の月額平均工賃が全国平均以上の工賃になるよう、受注・発注に関するコーディネートや販売チャネルの強化、民間提案制度を活用するなど、事業所への支援を強化すること。(経済局)
- (5 5) セカンドライフ支援センター(愛称「り・とらいふ」)の周知を図るとともに、ハローワークと連携した高齢者が働くための職域拡大、および企業とのマッチングに積極的に取り組むこと。また、人生100年時代を見据え、セカンドライフ支援センターを北部地域にも設置すること。

(56) 増加の一途をたどる単身高齢世帯に対する支援を強化すること。

- ① 水道スマートメーター等の ICT を活用した見守り支援を強化すること。
(水道局)
- ② 入院や施設入所時の保証事業が適切に行われるよう、市社会福祉協議会への支援を行うこと。
- ③ 認知症高齢者等見守りシール事業の普及啓発のため、QR コードをキーホルダーにしたり、認知症だけでなく高齢者全般へ対象者を拡充するなどの施策を講じること。

重点項目

(57) 超高齢社会を迎え認知症対策は避けて通れない喫緊の課題となっていることからサポート体制の強化及び、支援制度のあり方についても検討すること。

- ① 認知症事故救済制度の創設を検討すること。
- ② 認知症など成年後見制度を必要とする人の利用促進と権利擁護および後見人の不正防止のための地域連携ネットワークを強化すること。
- ③ 認知症グループホームは、特別養護老人ホームと異なり、宿泊コストや食費が介護保険の補足給付の対象外であり所得に応じた利用料の軽減もないことから、利用料の助成制度の創設を検討すること。

(58) 地域包括ケアシステムの機能向上のため、シニアサポートセンターの人員強化、医療、介護の連携強化に取り組むとともに、介護の申請から認定までの期間短縮に努め、利用者目線に立った制度構築を推進すること。

(59) 大介護時代に備え、介護事業者らの駐車スペースを確保するため、個人や民間施設の駐車場を活用したシェアリングエコノミー認証制度を創設すること。

(60) 介護人材の確保・離職防止策を講じること。

- ① 管理者から現場職員までの階層別研修や医療研修など介護人材のスキルアップを図ること。また、資格更新のための研修費用を補助すること。

- ② 介護職、特に介護支援専門員の業務負担を軽減するため、窓口提出書類のオンライン化を進めること。また、本来業務である介護保険給付管理業務以外の業務の分散化を検討すること。
 - ③ 介護現場でのカスタマーハラスメントを防止するため、地域包括支援センターの相談機能を強化すること。
- (6 1) 超高齢社会の進展や単身高齢者の一層の増加を踏まえ、老後・没後の心配事をサポートする事業を実施すること。
- ① 病院・施設の身元保証人や遺言書の作成、遺品整理等の法律的な相談ができる相談機能を各区役所に持たせること。
 - ② 支援対象者の要件やサービス提供の範囲を明確化し対応ルールやガイドラインを策定する等、支援体制を体系化すること。
 - ③ 包括的なサポートを実施できるよう、おくやみ手続きガイドに終活ガイドを追加するなど、新たな就活支援事業を創設すること。
- (6 2) 多死時代に備え、おくやみコーナーの体制強化、さらに火葬場の待ち時間が長くなることから、時間延長など火葬場の弾力的な運営の見直しで待ち期間のさらなる短縮化を図ること。
- (6 3) アルコールや薬物、ギャンブルなど依存に苦しむ本人や家族へのアウトリーチ支援の強化を図ること。
- (6 4) 飼い主が亡くなった後のペットの処遇や、地域ネコの不妊去勢手術助成の拡充、譲渡会の会場確保支援などさらなる取り組みに努めること。
- (6 5) 自殺者数が増加するなか、「自殺は個人ではなく社会の問題」との認識で、多チャンネルによる相談体制の強化と自殺防止の啓発に努めること。
- (6 6) 「こころの健康センター」がひきこもり家族に寄り添った対応ができるよう、職員のスキルアップに努めること。また、家族へのひきこもり相談支援を強化するため、家族会との連携強化を図ること。
- (6 7) 災害時に備えライフラインが途絶えた状況下でも自立的に薬局としての機能を果たし、被災者へ安全に医薬品を供給するための、モバイルファーマシーの導入を検討すること。

<子ども未来局>

- (68) 産前産後の支援の拡充として、子育てヘルパー派遣事業を妊産婦がより利用しやすい制度とするため、電子申請の導入や申請から派遣までの期間短縮など、妊産婦の孤立防止と生活支援策として実効性のある制度になるように改善を図ること。
- (69) 保育所の潜在的待機児童や「こども誰でも通園制度」への対応など、さいたま市らしい更なる保育環境の整備に努めること。
- ① 「こども誰でも通園制度」など新たな保育ニーズにも対応できるように、保育所を計画的に整備するとともに、子育て支援センターを保育所内に設置できるようにすること。
 - ② 保育士の処遇改善費補助事業を増額し、公私間の処遇格差の是正に取り組むこと。また、宿舎借り上げ事業の上限年数見直しなどにより人材確保を推進すること。
 - ③ 保育中の事故がないよう保育士の更なる質の向上に取り組むこと。

重点項目

- (70) 放課後児童クラブの待機児童解消と現場負担軽減を図ること。
- ① 転用可能教室など学校施設を活用した「放課後子ども居場所事業」の設置を推進し、待機児童の受け皿拡大を図ること。その際、既存の放課後児童クラブの影響を緩和すること。
 - ② 民設の放課後児童クラブに対し、運営費、施設整備費や、物件確保などについて国基準を参考に支援策を強化すること。
 - ③ 放課後児童支援員の処遇改善、および支援員を確保するための求人費用を補助すること。
 - ④ 放課後児童クラブの保護者助成金による利用料前払いをなくし、保護者負担を軽減すること。
 - ⑤ 利用料の公民格差を是正する措置を検討すること。
- (71) 児童虐待防止の対策強化へ専門性を持った職員を増員し、児童相談所の

体制強化を引き続き図るとともに、警察など関係機関とのネットワークの強化を図ること。

- (72) 幼児の揺さぶり事案によって安易に児童虐待と認定されないことがないよう、「揺さぶられっ子症候群（SBS）」についての理解を深め、慎重に判断すること。
- (73) 紙おむつ、ウェットシート、液体ミルクを購入できる「子育て支援自販機」を各区の子育て支援センターなどに設置し、全区に展開すること。
- (74) 離婚後の子どもの権利を守るために、養育費の立て替えや面会交流のコーディネートなどの支援に取り組むこと
- (75) 社会的養護および社会的養護を離れたケアリーバーの子ども・若者への支援を強化すること。
 - ① 社会的養護の最終砦と言われる自立援助ホームの運営補助を行うこと。
 - ② 体験就労受け入れ企業の拡大、受け入れ企業への支援を行うこと。また、経済団体と連携した職業体験を実施すること。
 - ③ 里親の負担軽減のため、レスパイト事業を実施すること。
 - ④ 施設で暮らす子どもが家庭的環境を体験できる「週末里親」、「季節里親」の制度を構築すること。
 - ⑤ 緊急に保護が必要になった子どもの緊急一次避難場所（子どもシェルター）を確保すること。
- (76) 育成支援対象の子どもが保育所に入所できるように、1：1加配の補助増額、またすでに入所している児童にも1：1加配できるよう認定基準の緩和をすること。
- (77) 医療的ケア児だけでなく体調不良児にも対応できるよう、保育所への看護師配置や栄養士の確保について十分な予算を確保すること。
- (78) 国の基準に従って、幼保連携型、その他の認定こども園へ柔軟に移行できるようにすること。

<環境局>

重点項目

- (79) グリーンボンドや地域資源を最大限に活用し、低炭素化と持続的発展を両立する都市として、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進すること。
- ① ごみ発電や卒 FIT を活用した電力の地産地消を着実に進めることにより、災害時の電力確保策の強化に取り組むこと。
 - ② 水素社会の到来を見越し、再生可能エネルギーで水素を製造・運搬・貯蔵・供給するなど新たな技術を積極的に取り入れ低炭素社会の実現に取り組むこと。
 - ③ 公共施設への創エネ・省エネ・蓄エネを推進し、ZEB 化を進めること。
- (80) 管理不全となっている空き家等に対し、適切な管理や指導が行なえるよう取り組みの強化を図ること。
- ① 特定空き家の解消に向け、条例に基づく行政処分の手続きを迅速に進めること。
 - ② 空き家等の適正管理、地域交流施設やセーフティネット住宅などへの利活用促進に向け、策定された「空き家等対策計画」を着実に推進するための部局横断的な体制を構築すること。(市民局、建設局)
- (81) 管理不全となっている荒廃住居(いわゆるゴミ屋敷)の樹木、ゴミなどによる住環境の悪化に対して、条例を制定し、解消に向けた必要な手続きを定めること。また、所有者に対して必要な支援を行うこと。(福祉局)
- (82) 超高齢社会に備え、ふれあい収集の体制強化を図ること。また、現在、実施されていない粗大ごみについてもふれあい収集の対象とすること。なお、単身高齢者が自宅から粗大ごみを外に出すことができない場合を想定し、サポート強化を検討すること。(福祉局)
- (83) 循環型社会の構築に向け、「3Rの推進」「食品ロス削減」「ごみ削減」を強力に推進すること。

- ① 民間事業者と連携した食品ロス削減の取り組みを推進すること。
 - ② ごみ削減に向け、使用済み紙おむつやプラスチックのリサイクル事業について検討を進めること。
 - ③ 生ごみコンポスト等の普及と、堆肥化のサイクルを確立すること。
- (84) ゴミ置き場のカラス被害軽減のため、ネットボックスの普及を図ること。費用負担なしで設置できる広告付きネットボックスについては、道路管理者、公園管理者と協議し、設置を進めること。(都市局、建設局)

<経済局>

(85) 都市基盤整備を最大限活かし、効率的に産業集積拠点を早期に整備することで企業誘致を推進し、雇用の確保と地域経済の活性化を図ること。

重点項目

(86) 市内の中小・小規模事業者・ベンチャー企業の業績アップに向けたサポート強化を図ること。

① 市内中小・小規模事業者には、資金融資や新規事業展開をサポートするため民間人材を活用した伴走型支援に取り組むこと。

② ベンチャー企業に対する支援策の充実を図るとともに、ユニコーン企業輩出の目標を設定し、VC と連携したスタートアップ企業を育成するための包括的なサポート体制（エコシステム）を構築すること。

(87) さいたま市が誇る地場産業・地域ブランドに対する支援を行うこと。

① さいたま市の地場産業が培ってきたものづくり技術の継承に努めるとともに、新たな販路開拓や地場産品の高付加価値化に向けた取り組み、次世代の担い手への支援を行うこと。

② 地場産業・伝統産業を生かした体験やツアー企画等、インバウンド施策を推進すること。

③ 浦和のうなぎやさいたまスイーツ等、地域ブランドの育成・発信・市場開拓のサポートに努めること。

(88) 消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や農業体験等の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を見据えた都市農業の振興を図るため、農業交流施設を早期に整備すること。

(89) 商店街が地域コミュニティの担い手として、地域住民の生活の利便性を高める取組を支援するとともに、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街の活性化や、商店街を担う人材の強化に努めること。

① 商店街における空き店舗を有効活用し、新規出店者や創業者のチャレン

ジの場や、地域活性化のためのコミュニティの場を創出する支援策を講
じること。

② エネルギー・物価高騰による商店街の負担を軽減するため、商店街街路
灯等電気料金補助事業の補助率 10/10 を継続実施すること。

③ 商店街の街路灯や防犯カメラについては公共性が高いことから、維持管
理等に要する費用助成を行うこと。

(90) デジタル地域通貨を活用し、地域活動、ボランティア活動、環境貢献活
動などへ市民参加を促すとともに、地元商店街の活性化に努めること。

<都市局>

(9 1) 新たな防災機能を付加する広域防災拠点の整備を急ぐとともに、延焼リスクの高い密集市街地への防災広場の整備を図ること。

重点項目

(9 2) AI デマンドバスや自動運転の実証運行の対象区域を全市に広げて検討を進め、ラストワンマイルの市民の足としての実用化に取り組むこと。

(9 3) 東日本の玄関口として、機能強化並びに魅力創出に努めるとともに、持続可能都市としての基盤整備に努めること。

① 大宮駅グランドセントラルステーション構想の早期実現に取り組むこと。

② 連鎖型まちづくりを進めるにあたって、旧大宮区役所および市民会館おのみやなどの跡地の利活用を含め、にぎわい創出機能を検討すること。特に、大宮小学校と一体となった旧区役所の「駅前賑わい拠点」づくりに向け、早期に結論を出すこと。

③ 都市再生緊急整備地域の指定を生かして、大宮・新都心エリアの再整備を早期に推進すること。

④ バスタ大宮を早期に実現すること。バスタ大宮と大宮駅の利便性向上を見据え、南口改札の設置を検討すること。

⑤ 防災の視点も考慮し、大宮駅周辺の地下空間の活用も検討すること。

⑥ 新市庁舎移転、首都高速さいたま新都心線延伸を見据え、さいたま新都心駅を經由した浦和美園駅－大宮駅を結ぶ東西交通ルートの整備など、市の中心拠点にふさわしいまちづくりを進めること。

⑦ 桜木駐車場用地活用事業を速やかに実現し、大宮駅西口デッキと連結すること。

重点項目

(9 4) 新大宮上尾道路の沿道や地下鉄7号線の延伸ルートなどの市街化調整区域を市街化編入することや、大宮駅の高度化、新市庁舎整備などの都市

基盤整備効果が最大限に発揮できるよう戦略的・計画的に都市計画を見直すこと。

(95) 快適な都市空間整備を目指し区画整理の早期推進を図るために予算の重点配分をおこなうこと。

重点項目

(96) 快適で人に優しいまちづくりを推進するため、バリアフリー化やウォークアブルシティの推進に努めること。

- ① バリアフリー基本構想に基づく、重点整備地区の整備を着実に推進すること。
- ② 超高齢社会を迎えた今、安全で快適な歩行空間の創出が求められている。そのために、歩き疲れたらいつでも休憩できる屋根付きのまちなかベンチの設置を推進すること。また、バス停への屋根の設置を推進すること。
- ③ 自転車通行帯の整備や歩道の段差解消により、「自転車のまちさいたま」の魅力を強化すること。

(97) 全ての市民が憩えるインクルーシブ公園を設置するとともに、既存公園のバリアフリー化を推進すること。

(98) 都市基盤の整備を推進し、市民生活の利便性向上を図ること。

- ① 首都高速大宮線の延伸区間の早期整備、および首都高速新都心線の延伸を推進すること。
- ② LRT 等、中量軌道システムにより東西交通の整備を推進すること。
- ③ 新大宮バイパス主要交差点のアンダーパス化を推進すること。

(99) 「スマート・ターミナル・シティさいたま実行計画」を社会実装の段階へと移し、高齢者にも配慮したさいたま市版 MaaS（ライフサポート型 MaaS）を早期実現すること。

＜建設局＞

(100) まちの防災力強化、道路機能強化、景観向上等の観点からも、生活道路も含めた無電柱化を推進すること。

重点項目

(101) 総合的な浸水対策による安全・安心なまちづくりの推進を図ること。

- ① 荒川や中川・綾瀬川の流域治水プロジェクトに積極的に参加し、官民連携でハード・ソフト両対策を実施し、浸水被害の軽減に邁進すること。
- ② 慢性的浸水被害地域において、調整池、雨水貯留管、側溝整備など排水機能の強化を図ること。
- ③ IOT を活用した下水・雨水管の見える化による内水上昇の早期検知と、LINE による市民周知の迅速化を図ること。
- ④ 荒川第二・第三調節池の整備を進めるとともに、バーベキューやスポーツ、ドッグランなどが楽しめる水辺空間の創出すること。

(102) 新たな住宅セーフティネット制度の住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を進めるため、家賃補助と契約時の債務保証料の補助をセットで導入すること。

(103) 「暮らしの道路整備事業」や「スマイルロード整備事業」について一層の進捗を図るとともに整備完了までの期間短縮を図ること。

(104) 蓋かけされていない狭隘道路の側溝について、交通量の多いところや子どもの通学路になっているところなど転落の危険があるところは「暮らしの道路整備事業」の実施を待たずに蓋かけの検討を行うこと。

(105) 老朽マンション等の既存建築ストックについて、国の「優良建築物等整備事業（既存ストック再生型）」を活用して、バリアフリー化や省エネ改修等、居住ニーズに沿った総合的な再生支援制度を創設すること。

重点項目

(106) 公共工事の情報共有システム（ASP）の導入をはじめとした、工事分野

のDXをすすめること。(都市局・建設局・水道局)

- (107) マンション管理適正化条例を制定し、同時に、マンションの実態を把握するため「マンション登録制度」を創設すること。また、マンション管理相談業務の有償化、および今後管理計画認定を受けるマンションが増えることから、認定事務支援法人の指定を検討すること。

<消防局>

- (108) 災害時におけるドローンの有効活用のため操縦士の人材育成や夜間飛行訓練などより一層の取り組みを進めること。
- (109) 増加を続ける救急出動件数に鑑み、生命に関わる緊急性の高い患者の迅速な救急搬送体制を確保するため、ファストドクターとの連携事業や、人員体制の強化、救急電話相談#7119をはじめとした救急需要対策に継続して取り組むこと。

重点項目

- (110) 5G 技術を活用した救急搬送の高度化を進め、適切な処置までの大幅な時間短縮と救命率の向上に取り組むこと。また、導入に当たっては、救急車・ドクターカー・救急指定病院等との連携強化に取り組むこと。
- (111) 消防団の器具点検・出欠のデジタル化を推進し、負担軽減に努めること。また、運営交付金の使途を拡大し、通信費やデジタル機器の購入費用に充てられるようにすること。

<水道局>

- (1 1 2) 安全でおいしい水道水の供給を確保するため、より積極的に貯水槽の適正な管理について啓発を推進すること。
- (1 1 3) 水道スマートメーターの導入による経費削減に努めるとともに、あわせて単身高齢世帯の見守り強化に努めること。(福祉局)

重点項目

- (1 1 4) さいたま市の約9割を占める水道水の水源である河川水(利根川・荒川水系)については、高度浄水システム導入の早期実現に努めること。
- (1 1 5) 近年、有害性が指摘される有機フッ素化合物(PFAS)が基準値を超えて検出される事案が増えていることから、国の調査に協力し、早急な実態把握に努めるとともに、汚染が確認された場合には汚染源を特定し、拡散の抑制策を講じること。
- (1 1 6) 夜間料金(オフピーク料金)を設定することで、水道管の老朽化を防ぎ、利用者負担の軽減に努めること。

<教育委員会事務局>

- (1 1 7) 学校施設の改築・改修にあたって、アクティブラーニングやインクルーシブ教育、ICT の活用など新たな学びの環境整備を図るとともに、地域や社会と連携する共創空間を創出し、次世代に引き継ぐことのできる魅力ある公共施設とすること。

重点項目

- (1 1 8) 学校や公民館のトイレの洋式化を早急に進め、市民ニーズにこたえること。特に洋式トイレのない公民館については、別途予算を確保し、検討すること。

重点項目

- (1 1 9) 子育て世帯の教育費負担を軽減するため、市立学校における給食費無償化について第3子以降の無償化から段階的に推進すること。

重点項目

- (1 2 0) 不登校の児童・生徒や、十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した生徒、外国籍の児童・生徒も含めた幅広い層に学びの機会を提供するため、不登校特例校、および夜間中学校の設置について併設施設も含めて検討すること。
- (1 2 1) 学校に来て教室に入れない子どもたちの居場所を確保するため、校内フリースクール（仮称 ソラルーム）を早期設置すること。
- (1 2 2) ネット依存やネットいじめ、SNS を通じたグルーミングによる性犯罪被害など、子どものインターネット利用をめぐる様々な問題が発生していることから、ネットリテラシーの向上に努めること。
- (1 2 3) いじめや不登校問題へのきめ細やかな対応に努めること。
- ① スクールロイヤーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの更なる活用を進めるとともに、より効果的で利用しやすい教育相談事業を展開すること。

- ② 教員による体罰や暴言等の不適切なかかわりから問題を生じさせることがないように教員の対応力向上と、問題が生じた際に、保護者がスクールロイヤーなど第三者機関に相談できる体制を構築すること。
- ③ 岐阜県美濃市の事例を参考に、小児神経専門医などの医療者と連携して、不登校等の児童・生徒も登校しやすい学校づくりに取り組むこと。

- (1 2 4) 助産師を性教育コーディネーターとして活用し、UNESCO の国際セクシュアリティ教育ガイダンスに従った「包括的性教育」が行われるようにすること。
- (1 2 5) 特別支援学校の過密状態解消に向け、知的障がい児のための市立特別支援学校の設立を検討すること。また、特別支援学級における教員の専門性の向上を図るとともに、支援学級の児童生徒が学校生活に不安を感じることをないようにきめ細やかな対応を図ること。
- (1 2 6) 通常級におけるインクルーシブ教育を充実させるため、支援を必要とする児童生徒の有無に関わらず通常教室におけるユニバーサルデザインの徹底や合理的配慮がなされること。さらに、通級指導教室の拡充と巡回指導によって、他校通級を抑制すること。

重点項目

- (1 2 7) 教員の負担軽減を推進し文教都市としての魅力を拡大すること。
 - ① 部活動指導員の拡充をおこなうこと。
 - ② 教職員の負担軽減に向けて、スクールアシスタントやスクールサポートスタッフの拡充を図ること。
 - ③ 教員の負担が指摘されている給食費などの徴収・管理業務について、公会計化を推進すること。
 - ④ 産休、育休、病休などの欠員に対応できるよう、臨時任用教員の迅速な確保策を検討すること。
- (1 2 8) 子どもの豊かな情緒を育む動物介在教育が適切に行われるよう、獣医師会と連携し学校飼育動物の管理を行うこと

- ① 巡回診療の回数を年1回から2回に増やすこと。もしくは各学校に獣医師を担当医として配置すること。
- ② 老朽化した飼育舎を改修し、飼育環境を整えること。また、動物が亡くなってしまった学校に対しては、新たに飼育するための予算を確保すること。

重点項目

- (129) 教育環境ならびに避難所環境を整備するため、市立小中学校体育館へのエアコン設置を推進すること。
- (130) 武道場未設置校への武道場の整備を計画的に着実に推進すること。
- (131) 学校体育館の床のささくれによる重大事故が全国的に相次いでいることから、事故防止に向け専門家による床上・床下の点検を実施し、体育館の修繕計画を作ること。
- (132) 毎年増加傾向にある多様な国籍の外国籍児童生徒や、その親に対するサポート体制を強化すること。
 - ① 外国籍児童生徒などの学習支援として、多言語に対応した日本語指導員の拡充を図ること。
 - ② 中途から転入した児童生徒へのフォローアップを図るとともに、やさしい日本語でのコミュニケーションや書類作成、配布プリントの電子化など、日本語が使えない親へのサポート体制も構築すること。
- (133) 図書貸出し数日本一の都市にふさわしい図書館として、引き続き利用者の利便性向上に努めること。
 - ① 電子書籍・点字図書の拡充を図ること。
 - ② さいたま市の文化振興に向け、市にゆかりのある文学作品や文学者を積極的にPRすること。具体的には、大宮西部図書館編「大宮文学散歩」や教育研究所編「さいたま文学散歩」などをもとに、さいたま市版PR冊子の作製や、教育現場での活用、県立さいたま文学館と連携したさいたま文学に関するイベント開催等を積極的に検討すること。

③ 市立学校の児童生徒にさいたま市電子図書館の利用者 ID を発行し、調べ学習などに活用すること。

④ 市立図書館に据置型拡大読書器やメガネ装着型音声読書器を図書館に常備し、視覚障がい者の読書環境を改善すること。

(1 3 4) 市立図書館や公民館、学校などの公共施設を活用して、学習スペースを確保すること。

(1 3 5) 児童に BLE タグを有料または無料で配布し、スマホのすれ違い通信を活用した見守り事業を実施すること。